

2020年度「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」 公募要領（学部）

1. 目的

本事業は、新たに海外から我が国の大学に留学する学生を国費外国人留学生として優先的に配置することにより、各大学において優秀な留学生を獲得する仕組みの構築を促すことを目的とする。

各大学では、国・地域、留学生のニーズを把握し、特色ある教育研究サービス等を戦略的に提供するとともに、学生の募集・採用からフォローアップまでのケアを実効的に行う体制を構築することが求められる。

本事業により、各大学における留学生獲得戦略と受入体制の強化が図られ、ひいては我が国の留学生の受入れの拡大と高等教育における国際競争力の強化を目指す。

2. プログラムの募集区分、申請者及び申請可能件数

(1) 募集区分

以下の区分で募集し採択する

- ① 地方創生型
- ② 領域横断型

※①「地方創生型」は、申請大学が当該地域と連携して社会や産業の発展に貢献するグローバル人材が求められる分野において学んだ国費留学生が、修了後に地域の企業・大学等で就職又は研究に従事すること等を通じて、地域社会経済の発展に貢献、あるいは帰国後に母国と地域との間の架け橋となる人材として当該分野に関係する地元企業等の海外展開等、我が国の地方創生にも資することが期待できる取組とする。

※②「領域横断型」は、様々な分野・領域を専攻する国費留学生が、分野・領域を横断したプログラムで学ぶことを通じ、我が国の言語・文化・社会の理解向上、グローバル人材に求められる課題発見・解決能力や異文化理解能力の向上、Society5.0を見据えた高度な専門能力を習得する前提として求められる基礎的能力・教養等を習得すること等により我が国や諸外国が求める人材育成や経済社会の発展に貢献するとともに、我が国の理解増進・友好親善にも資することが期待できる取組とする。

(2) 申請者

国公私立大学を対象とする。

(3) 申請可能件数

申請は各大学1件とする。

3. 募集条件等

(1) 対象となるプログラム

我が国の国公私立大学の大学が実施する、「留学生の募集・採用からフォローアップまでのケアを実効的に行う体制が構築でき、留学生獲得戦略と受入体制が強化される」プログラム（2018年度、2019年度に採択されたプログラムで2021年度に優先配置人数（枠）を有するプログラムは応募対象外）

(2) プログラム要件

本事業で対象とするプログラムは、「3. (1) 対象となるプログラム」の大学・複数大学において実施する、優秀な留学生にとって魅力があるプログラムのうち以下①～⑤の要件を満たすものとする。なお、申請するプログラムで想定される受入れ留学生は、「高等教育機関における外国人留学生の受入推進に関する有識者会議報告」（平成29年8月21日）における外国人留学生受入れの意義・目的を踏まえたものとなるよう留意すること。

① 取組単位

大学の学科単位以上での取組であること。（教員個人の実施は対象外）

② 受入時期

2021年4月、9月又は10月から受入開始可能なプログラムであること。

（それ以外の時期から開始するプログラムは対象外）

③ 教育課程

次のいずれかの正規課程で受け入れるプログラムであること。

I. 学士課程

II. 予備教育及び学士課程

※IIの予備教育課程は1年以内。（予備教育（ファウンデーション・プログラム）は非正規課程でも可）

※申請後の変更は不可。

④ プログラム要素

次のI～Vのすべての要素を含むプログラムであること。

I. 留学生の教育・研究に資するもの

II. プログラム実施主体（大学、学部等）全体のグローバル化に資するもの

III. 優秀な留学生の獲得から就職・フォローアップに至るまで一貫した対応が出来る仕組みがあるもの

IV. 私費外国人留学生等を継続的に獲得することができるもの

V. プログラム実施体制が確立されているもの

⑤ 実施主体の要件

申請大学もしくは申請プログラムが次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合は、プログラムの申請要件外となるので注意すること。

- Ⅰ. 申請大学が2018年1～12月及び2017年1～12月の2年間、大学に在籍する外国人留学生総数の5%、又は10名のいずれか少ない数を超える不法残留者が生じている場合。
- Ⅱ. 申請プログラムが優先配置枠数と同数以上の私費留学生を獲得するプログラムとして計画されていない場合。
- Ⅲ. 申請時に1大学あたり特別プログラムの優先配置人数[※]が50名を超えており、申請時に既に採択されている特別プログラムの優先配置人数を一部減らす(50名以内とする)ことが前提となっていない場合。

※ 修学中の学業成績基準

当該プログラムの大学推薦(特別枠)で採用された留学生に対しては、応募基準である「学業成績係数2.3以上」又はこれと同等以上であって大学が定める成績基準を修学中の学業成績基準として設定すること。なお大学が定める基準とは学業成績係数2.3を上回るもしくは係数の算出ができず別途成績基準を設定する場合に適用するものとする。係数が算出できない場合は当該基準が「学業成績係数2.3以上」であることを示す資料を添付すること。これらの基準については国費外国人留学生に遺漏なく周知すること。

(3) プログラム責任者等

① プログラム責任者

各プログラムの責任者は機関の長とし、プログラム全体の責任を負う。

② プログラムディレクター

各プログラムにはプログラムの進捗状況管理を行う者としてプログラムディレクターを置き、原則、プログラム実施学部の長をもって充てる。ただし、プログラムの性質上他にふさわしい者がいる場合はこの限りではない。

(4) 対象国・地域

「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(平成25年12月18日)で整理されている重点地域のうち、当該プログラムで外国人留学生の獲得が最も期待される国・地域を指定すること。また、当該国・地域からの受入目標数を設定すること。

(5) 優先配置枠数

各プログラムの優先配置枠数は申請者が希望する人数(3～8人)とし、各年度における新規渡日者に使用される。

(6) 優先配置期間

優先配置を行う期間は、プログラム採択年度の翌年度から3年間とする。
(2021年度渡日～2023年度渡日)

(7) 優先配置による留学生

優先配置による留学生は、国費外国人留学生の大学推薦(特別枠)として募集を行う。なお、推薦方法・奨学金支給期間等については大学推薦(一般枠)に準じる。
(ただし、非正規生での採用は、3(2)③Ⅱ. ファウンデーション・プログラムで受け入れる場合を除き不可。3(2)③Ⅱ. については当該非正規生課程期間中(1年以内)についても奨学金を支給する。)

(8) 実績報告

優先配置期間終了後、優先配置枠の採用実績、私費外国人留学生等の採用実績、プログラム修了者の学業成績・研究業績・学位取得状況・卒業後の進路等及び当初のプログラム目標に対する成果等について報告すること。

4. 審査方法

別添の審査要項に基づき、文部科学省に設置される「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム審査委員会」において行う。

審査方式は書面審査により、必要に応じてヒアリングを実施する。

5. 採択予定件数

「2.(1) 募集区分」①、②を合わせて4～7件程度のプログラムを採択予定。

6. 申請方法

(1) 提出書類

本事業の目的等を十分理解のうえ、所定の様式にて提出書(様式1)、申請書(様式2)、申請基本データ(様式3)を作成し、学長名義で高等教育局長宛に提出すること。

なお、本公募に関する申請書類等は文部科学省のホームページに掲載する。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

(2) 提出方法

提出書類は、郵送とe-mailにより下記まで提出すること。詳細については文部科学省ホームページに後日掲載する「提出方法」を必ず参照すること。

○提出期間(e-mail): 2020年9月7日(月)～9月11日(金) 必着

○提出期限(郵送): 2020年9月11日(金) 消印有効

○提出部数

- ① 提出書（様式1）： 1部
- ② 申請書（様式2）（補足資料添付）： 8部
- ③ 申請基本データ（様式3）： 1部
- ※①～③： e-mailにより提出、①・②： 郵送により提出

○提出先： 後日書面にて通知する。

※持込みによる提出は受け付けない。

（3）その他

提出された申請書等の差し替え及び訂正は認めない。また、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合は審査対象としない。また、提出された申請書等は返還しない。

7. 採択結果の通知・公表

（1）採択結果の通知

応募のあったプログラムの大学長宛てに結果（採択・不採択）を通知する。

（2）採択結果の公表

採択結果については、文部科学省ホームページでの公表を予定している。

8. 今後のスケジュール（予定）

- ヒアリング対象プログラムに対するヒアリング実施通知 2020年10月上旬
- ヒアリング実施期間 2020年10月下旬
- 採択結果（採択・不採択）通知 2020年11月下旬
- 2021年度大学推薦（特別枠）募集通知 2020年12月

9. 本事業の実施期間における制度の運用について

採択されたプログラムに対して各大学が優先配置枠内において推薦する留学生は、大学推薦（特別枠）の要件上不備がない限り国費外国人留学生として採用する。そのため、各プログラムの入学許可をもって国費外国人留学生の採用内定として差し支えない。

10. 参考リンク

- 「未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」（平成30年6月15日）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf
- 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（戦略的な留学生交流の推進に関する検討会、平成25年12月18日）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1342726.htm

- 「高等教育機関における外国人留学生の受入推進に関する有識者会議 報告」
(平成29年8月21日)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielldfile/2017/08/21/1394116_002.pdf